

海員春闘 妥結調印式

日本カーフェリー交渉委員会

3月31日23時20分に合意

合意内容

- ①有効期間については、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
- ②基本給について、組合要求通りとする。
- ③艀装員の賃金について、組合要求通りとする。
- ④旅費の支給基準について、組合要求通りとする。
- ⑤代替燃料船手当について、代替燃料（LNG、メタノール、アンモニア、水素）を使用する船舶に乗り込む船長および機関部に対し、基本給の7%相当額を支給する。
- ⑥その他、必要とされる条文、確認書、覚書等の整理明確化を行う。

※妥結内容の詳細は、各部門の船員しんぶん号外でお知らせします。

「海員だより」